

# 医療費控除について

年間医療費等が一定額を超えると『医療費控除』の申告ができ、所得税が還付される場合があります。

## 医療費控除とは？

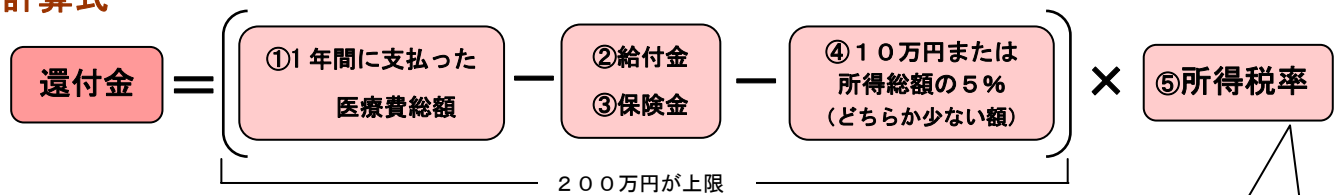
みなさんが、自分自身または生計を同じくする家族のために1月1日から12月31日までの1年間に負担した医療費等が、10万円（年間所得が200万円未満なら年間所得の5%）を超えたとき、税務署に確定申告することで税金の一部が戻ってくる制度です。

## 申告期限

2月16日～3月15日まで



## 計算式



還付される金額は、1年間に自己負担した医療費の総額①から、高額療養費や付加給付金、出産育児一時金など健康保険からの給付金②や、生命保険、損害保険などの医療費を補てんする保険金③を差し引き、さらに10万円または所得総額の5%の少ないほう④を差し引いた後、これに所得税率⑤をかけた額になります。

所得税率	
課税所得	
195万円以下	5%
～330万円以下	10%
～695万円以下	20%
～900万円以下	23%
～1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

## 申告に必要なもの

- ・ 医療費等の領収証またはレシート
- ・ 印鑑
- ・ 源泉徴収票
- ・ 振込口座のわかるもの
- ・ 医療費を補てんする金額のわかるもの（②の給付金、③の保険金の支給決定通知書など）



②の給付金については、2月25日頃に健康保険組合が発行する、年間（1～12月診療分）の「医療費のお知らせと保険給付金支給決定通知書」があります。

### 控除対象となる医療費の例

- 医師に支払った治療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用、往診費用
- 入院時の食事療養・生活療養にかかる費用
- 歯科の保険外費用
- 妊娠から産後までの診察と出産費用
- あんま、はり、きゅうの施術費
- 義手・義足などの購入費 など

### 控除対象とならない医療費の例

- 健康診断、人間ドックの費用
- ビタミン剤、消化剤、体力増強剤などの治療のためでない医薬品の購入費
- マイカーで通院するときの駐車場代やガソリン代
- 妊娠検査薬や妊娠用下着
- 医師などへの謝礼
- 単に体調を整えるためのマッサージ代
- インフルエンザ予防接種代 など

医療費控除の対象となるかどうか、申告方法など、詳しくは最寄の税務署へお問合せ下さい。